

第127回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和8年5月15日（金）9時30分から10時30分
- 2 開催場所 久賀総合センター 2階 大会議室

3 出席農業委員 （12人）

- | | | |
|-----|----|--------|
| 1番 | 宮本 | 平 |
| 2番 | 岡崎 | 裕一 |
| 3番 | 大谷 | 正樹 |
| 4番 | 沖村 | 和哉 |
| 5番 | 角井 | 雅之 |
| 6番 | 小柳 | 貴史 |
| 8番 | 大内 | 清香 |
| 9番 | 岡村 | 淳史 |
| 11番 | 東谷 | 邦夫 |
| 12番 | 沖 | 貴美枝 |
| 13番 | 田中 | 豊文 |
| 14番 | 廣岡 | 隆義（会長） |

4 欠席農業委員 （2人）

- | | | | | | |
|----|----|----|-----|----|----|
| 7番 | 袴田 | 光夫 | 10番 | 藤元 | 敬介 |
|----|----|----|-----|----|----|

5 出席要請農地利用最適化推進委員 （5人）

- | | | | | | |
|-----|----|----|-----|----|----|
| 2番 | 村田 | 菊雄 | 9番 | 藤岡 | 正一 |
| 12番 | 國次 | 康彦 | 14番 | 安本 | 貞敏 |
| 15番 | 中尾 | 茂 | | | |

6 欠席農地利用最適化推進委員 （4人）

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|---|
| 5番 | 星出 | 栄一 | 11番 | 中川 | 正 |
| 19番 | 舛田健二郎 | | 34番 | 石崎宇授彦 | |

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項1 農地現況証明願による現況証明について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 村田 孝二

書記 田村 諒介

書記 泉口 洸平

議長	ただいまより第 127 回周防大島町農業委員会総会に入らせていただきます。本日の附議案件は、議案 13 件、報告事項 2 件となっております。慎重審議のうえで決定をいただきますようお願いを申し上げます。それでは本日の出席者についてご報告をいたします。在任する農業委員総数は 14 名、本日の出席委員 12 名、欠席委員 2 名、農地利用最適化推進委員につきましては 5 名ご出席をいただいております。よって、農業委員は過半数の出席でございますので、周防大島町農業委員会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立しております。次に、議事録の署名人を指名をいたします。本日の議事録署名人は、農業委員 2 番岡崎委員と 3 番大谷委員によりしくお願いをいたします。
3 番	すみません。自分退出せにゃあいけん議案あるんですがいいんですか。
事務局	その時に 7 番の時に退出いただいて。
5 番	全部聞いてないけど署名してええんかと。
3 番	署名してもええ。
事務局	すみません。とぼします。
議長	では沖村委員に。すみません、申し訳ありません。それでは、議案に入ります。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 1 について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、No. 1 についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第 3 条第 2 項各号の事項について説明します。議案説明資料は、1 ページから 7 ページをご覧ください。本件は、遠方かつ体調不良で耕作が困難なため、申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものです。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の転貸禁止要件についても該当しません。第 6 号の地域調和要件ですが、開墾し野菜を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員 8 番大内委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

8 番 5 月 13 日水曜日に譲受人の●●さんにお会いし圃場の確認を行いました。譲渡人と譲受人は親戚関係にあるということで普段譲渡人の●●さんは●●におられ、なかなか大島におらず高齢化で土地を手放したいということで親戚にあたる●●さんがちょうど農地を広げたいということで譲り受けることになったというお話でした。農地の作業としてはご両親が一緒におられ作業されるということでした。6 ページにマップがあるんですけども現地を確認した際に冬、今年の 1、2 月ごろまではかなり荒れ地でノイバラとか雑草もたくさん生えていたっていう所だったんですけども譲受人の●●さんを中心に草刈りをされていてすでにゴーヤやダイコンが植えられている状態でした。別の畑で JA の小松の店舗に卸しているという実績もあるので問題ないかと思います。普段譲渡人の方はいらっしゃらないということで若手の方が意欲的にやられている様子だったので問題ないかと思いました。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いをいたします。よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いて No. 2 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、No. 2 についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第 3 条第 2 項各号の事項について説明します。議案説明資料は 8 ページから 15 ページをご覧ください。本件は、遠方かつ農業後継者もいないため、申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、現在管理をしている譲受人が応えるものです。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第 6 号の地域調和要件ですが、引き続き野

菜と柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員 11 番東谷委員、推進委員 14 番安本委員からその後の補足説明などがありましたらお願いをいたします。

1 1 番 5 月 10 日の日に安本委員と現場を確認しております。その際譲受人も立ち合っていただきました。●●●●番地の畑の方は以前から家の周りで野菜などを作って管理しておりましたけれども今回●●●●番地の畑となっておりますけれどもこれは4、50年前からずっと放置されていた山林になっておりましたけれどもここを家の周りを明るくすることで材木等、山の大きな防風林がすでに大きな丸太になっておりましてそれを切り開いて畑というか整備されております。そこにレモンとかそういうのを数本植えて管理しておられました。几帳面な人でこういった整備管理は得意らしくて家の周りもきれいにされておる方で問題ないかと思われま。

議長 安本委員。

推進委員 補足説明をいたします。ただ今東谷委員のほうからの説明がありましたので十分なことと思いますがちょっとだけ申し上げますと現地は●●さんの畑と隣接しておりまして放任状態であった所を本人がきれいに伐採して整地をしておられます。また草が生えて山になったら困るということで今回買い取るということになったようでございます。説明は以上でござい。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問がありましたらお願いをいたします。よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でござい。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.3について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.3についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、16ページから25ページをご覧ください。本件は、相続した申請地について遠方

かつ高齢で維持管理ができないため、申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、現在管理をしている譲受人が応えるものです。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、引き続き柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員 11 番東谷委員、推進委員 12 番國次委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

1 1 番 今回の申請は譲受人●●さんの自宅の裏の畑でありまして当日國次委員と●●さん立ち合いのもと確認しております。裏の畑のほうは長年放置されていたにもかかわらずきれいに雑木も生えずにきれいに管理されております。●●さんは大きな●●地区では大きなミカン農家でありましてこれから管理されるにあたり問題はないかと思われます。

議長 國次委員。

推進委員 先日東谷さんと現地確認にまいりました。本人もちょうどおられて話したんですが別に問題ないと思われます。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いて、No.4 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局	はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、No. 4 についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第 3 条第 2 項各号の事項について説明します。議案説明資料は、26 ページから 32 ページをご覧ください。本件は、相続した申請地について遠方かつ高齢で維持管理ができないため、申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものです。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有予定や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第 6 号の地域調和要件ですが、野菜を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	引き続きまして、地区担当の農業委員 12 番沖委員、推進委員 2 番村田委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。
1 2 番	先日推進委員の村田さんと現地を見に行き譲受人の方から話を聞いてきました。農地は家の近くで今は少しブルーベリーやウメやカキなどが植えてあり草が少し伸びている状態でした。譲受人のお父さんや兄弟にも手伝ってもらいながら近隣に迷惑が掛からないように草刈りなどをしていきたいと言われてました。畑には今のところ水がないのですが軽トラで家にある井戸水を持っていき野菜や柑橘を少しずつ植えながら畑を充実させていきたいとのこと。家族に協力してもらいながらがんばってほしいなと思います。以上です。
議長	村田委員。
推進委員 2 番	先日沖委員と一緒に現地を確認しました。状況は畑は今の所草が生えてること、草がずっと生えているんですが草を刈ればすぐにでも畑に使えるというような状況で大きな木とかそういうものもありませんし、この譲り受ける方は非常に若い方でして畑仕事は経験は無いようですが今後畑仕事をするのを楽しみにしているというような状況でしてですね、やる気満々な状況を確認しました。非常に草地が農地に蘇ると思われまますのでいい話だと思っております。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.5について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.5についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、33ページから40ページをご覧ください。本件は、遠方かつ農業後継者もないため、申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものです。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、コーヒーの木を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員11番東谷委員、推進委員14番安本委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

11番 この件も5月10日の日に安本委員と現場を確認しに行っております。当日たまたまでありますけれども●●さんが現地で仕事をしておられましたので本人立ち合いのもとで色々お話を聞くことができました。この場所なんですけれども昨年度も農業委員会にあがってきた場所でありまして近くに放棄地が少しあるということでそれが今回あがってきた土地であります。すぐ隣接した土地なんですけれども畑の方もひととおり整備されているようで雑木も生えていない土地でありました。いずれにせよ●●さんが近くで現状色んな仕事をしておられますので今後も管理していくということで問題ないかと思われ

議長	安本委員。
推進委員 14番	補足説明をいたします。先ほど東谷委員さんのほうからの説明で充分なんです が少しだけ申し上げますと譲受人はコーヒー園を広げておられますが徐々に譲渡人の用地を買い求めて規模拡大に向けて取り組んでおられます。上手にうまく広がっていくことを願っております。説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問がありましたらお願いいたします。 (質問等なし) ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) 挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.6について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.6についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、41ページから51ページをご覧ください。本件は、遠方かつ農業後継者もいないため、申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、経営規模を拡大したい譲受人が応えるものです。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、世帯の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、引き続き柑橘及び水稻を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	引き続きまして、地区担当の推進委員9番藤岡委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

推進委員 9 番	5 月の 10 日に藤元委員とご本人立ち合いの上で現況を確認しました。現地は住宅を含む農地の売買ということでございます。譲受人は●●からこちらに移住されてきました。本人は日系三世でございますのでちょっと日本語が通じないということで、いとこの●●●●さんに一緒に立ち合っていただきました。家の下三段がミカン畑でございます。これはですね譲渡人が月に 2、3 回はこちらに帰ってきて管理されておりましたので依然として今も十分の管理はされている状況でございます。田んぼのほうは昨年までは貸しておられたんですがこれで契約を解除されましてご本人が作るということでございました。機械はこれから調達をして耕作するというところでございましたので問題はないというふうに思っております。以上です。
議長	ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問がありましたらお願いいたします。角井委員。
5 番	耕作証明書の利用状況が果汁園ってなっているんですけど。果汁園。51 ページ。果樹園、果汁園、果樹園、誤記。
事務局	誤記になります。
5 番	修正してください。
議長	よろしいですかね。事務局修正をお願いいたします。他に何かありましたら。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。
	(挙手全員)
	挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いて No. 7 ですが、本案件につきましては大谷委員に関する案件でございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事に参与することができませんので大谷委員につきましては、一旦退室をお願いいたします。
	(大谷委員退室)
	それでは事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、No. 7 についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それで

は農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、52ページから64ページをご覧ください。本件は、相続した申請地について遠方で維持管理ができないため、申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものです。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、世帯の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、引き続き採草放牧地及び農業用倉庫として利用する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員1番宮本委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

1番 現地を確認してきました。もともと57ページ●●●●番地の大きい畑は●●さんが牧草を作られてる所で以前と変わらず適切に管理されている状態でした。こちらは借地で利用していたので元の所有権を移る時からは電気柵をきちんと設置をして放牧もしていきたいというふうにおっしゃってました。今回その相続にあたって一緒にということでもう一個の●●●●番地の所が一緒に手続きをしているということです。こちらの方はあまり使ってはいない所ではありますがこちらと一緒に管理していくということでした。特に問題なく今後も使っていかれると思います。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。大谷委員につきましてはご入室をお願いします。

(大谷委員入室)

それでは続きましてNo.8及び9についてですけれども、これはいずれも私の

担当議案でございますので、議事の進行を宮本職務代理と交代をいたします。

(席はそのまま進行)

職務代理 続いてNo.8について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.8についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、65ページから72ページをご覧ください。本件は、遠方で維持管理ができないため、申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものです。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、世帯の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

職務代理 引き続きまして、地区担当の農業委員14番廣岡委員、推進委員15番中尾委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

14番 この11日に中尾委員とともに譲受人の●●さんに面談をしながら現地を確認させていただきました。圃場につきましては所有者が譲渡人が●●市在住その息子さんが確か●●県在住と聞いております。いずれにしても前任の方が一応管理をされとったのが亡くなられた後4、5年経ってそれで雑木がもう生え始めてたんです。でその圃場についてこのまま置いとったんじゃあ近隣に迷惑になるということから●●さんが一応譲り受けをして管理するということになったようです。国道の方から入る道が以前はあったということですがそれが無くなるとるから入るのはその隣接地を所有する●●さんの畑からしか入れないということでした。となると管理をしようと思うならば●●さんが受けるしかない。歳の方ではありますけれどもその隣接地は●●さん所有で●●君だったと思いますけど若手の方に管理をお願いしていますがそのほうから入るしかないということで●●さんがあえていうと男気を出して農地を所有をし近隣の方々に迷惑にならないよう雑木をまずは伐採をする。そのあとミカンを植えるかイチジクを植えるかということで考えると

ということなんですけれどもミカンを植えるんならばその近隣で受けとる●●君が受ければミカンという話になりますし、●●君が受けれん場合という話になれば●●●●にご相談をしイチジクという話をするのかなというのがご本人の話でした。いずれにしても今年一年かけて立つとる雑木をまずは伐採する必要がある。住家に影響になるような雑木もちょっとありましたからそのあたりを撤去したいというのがご本人の意向でございます。その後ある程度経営権をその意欲ある方々にお答えしたいとそのための農地の購入ということでございます。以上でございます。

職務代理

中尾委員お願いします。

推進委員
15番

今廣岡委員長より話がありましたように一応放任園状態であるが●●さんが買ってですねこれを果樹園に戻す。まあ条件的にも平坦でよいところでございます。まあそれで●●さん自体はかなり高齢でございますけどまあ今さっき話がありましたように次の計画でですね、若い担い手なり●●●●のほうにですね譲ってく。まあそういうふうな非常に再整備に対する意欲のある持っておられておりますので特に問題ないんじゃないかというふうに思っています。

職務代理

ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などございませんか。ご質問など無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することを決定いたします。続いてNo.9について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.9についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、73ページから81ページをご覧ください。本件は、遠方で維持管理ができないため、申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、経営規模を拡大したい譲受人が応えるものです。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、世帯の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止

	要件についても該当しません。次に第 6 号の地域調和要件ですが、引き続き柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。
職務代理	続きまして、地区担当の農業委員 14 番廣岡委員、推進委員 15 番中尾委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。
1 4 番	この圃場につきましてもこの 11 日に中尾委員と二人譲受人に面談をしながら現地を確認させていただきました。若干ちょっと木が痛んだる木もありましたがそのあたりは植え替えるということのご意向もあるみたいでしたけれどもいずれにしても適正に管理がされておる圃場をそのまま継承するということですからあんまり問題はないと思っております。以上でございます。
職務代理	中尾委員お願いします。
推進委員 1 5 番	この園につきましては自分の畑のですねすぐ近くであるということでございまして特に道挟んですぐ近くということで作るんじゃないかと思えます。今現在青島等の成木を木が先ほどありましたようにちょっと弱って徐々に改植する予定でございまして。この●●さんにつきましては現在の地域でも最も規模拡大にですね今取り組んでおる意欲を持っておる生産者でございまして特に問題ないというふうに思います。
職務代理	ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などございませんか。ご質問など無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。
	(挙手全員)
	挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定をいたします。それでは議事の進行を廣岡会長に戻します。
議長	続きましてNo.10 について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、No.10 についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第 3 条第 2 項各号の事項について説明します。議案説明資料は、82 ページから 88 ページをご覧ください。本件は、高齢で維持管理ができないため、申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものです。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の購入予

定や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。第4号の農作業常時従事要件ですが、世帯の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、果樹及び野菜を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員9番岡村委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

9番 先日推進委員さんと現地に行ってきました。草が少し伸びている程度で家庭菜園その程度であればすぐにでも始められるかなと。特に問題ないと思います。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問がありましたらお願いいたします。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.11について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.11についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、89ページから95ページをご覧ください。本件は、高齢で維持管理ができないため、申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、移住にあたり申請地を取得し、営農を開始したい譲受人が応じるものです。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、世帯の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域

調和要件ですが、引き続き柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員4番沖村委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

4番 まずですねこの土地なんですけれども●●●●さん所有というふうになっておりますが実際はですね農業経営自体はお母さん、あの議案にもあるようにですね高齢のためというふうな理由は書いてますけれども実際の経営がですねお母さんということで高齢という語を使っておるみたいです。本人はまだ50代ですしね会社員ということなので実際農業経営というのはお手伝いというふうになっておるようです。それでこの土地をですね買われるという方なんですけれども周防大島町のほうへ移住したいと。その後ですねこちらのほうで飲食店ですかを開業したいということでですね土地を家のほうをですね探していたようです。それで図面にあるですね●●●●番地こちらの方がですね2年から3年前に空き家になって空き家バンクの方へですね登録しとった物件がありましてそちらの方へですね見てから買いたいというふうな話でした。その中でこの隣の土地ミカン畑があるので合わせて買ってですね店の開業したらそちらのほうへもミカンを使いたいというふうなことでした。なかなかですね大変でしょうけどもその辺ミカンの経験もないということなんでお母さんのほうからですね色んなことを聞きながらミカンを作っていくというような次第でした。なかなかですね畑についても道のへりで便利がええんでその辺は管理ができるかなと思っております。畑は今現状はしっかりお母さんのほうが管理してますのでその辺は今後もですね同じような形で管理していただけたらいいと思います。お母さんについてもまあ高齢ということなんでぼちぼちですね畑のほうも少しずつ減していきたいということだったのでその辺の話があったということで売買の話になったようです。それでですね後の案件これ今1号議案なんで2号議案のほうもですね議案がありますがこの家のほうですねこちらの方がですねあるわけなんですを買われる土地の屋根の部分がですね隣の●●●●番地のほうへ突き出ているということみたいなんでこちらでも合わせてですね分筆して購入したいということのようでした。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問がありましたらお願いいたします。角井委員。

5番 把握できてればいいんですけど90ページの売買価格の宅地と農地の金額がいくらいくらかもしわかれば。農地の売買価格の参考に使えるのかどうか

がそこで変わってくると思うので。

事務局 売買価格については全体価格で農地での価格というのは把握できてないです。

5 番 わかりました。

議長 他に何かご質問がありましたら。よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いて日程 2、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請 No. 1 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請 No. 1 についてご説明させていただきます。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。資料は、96 ページから 107 ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明いたします。農地の区分は、大島総合支所から南南東に約 1.1 km に位置する、過去に公共投資の対象となっていない第 2 種農地に該当いたします。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は町外に住所を有する個人で、猪の解体処理施設として運営しようとするものであります。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、預金通帳の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく転用目的に供することの確実性ですが、許可後 6 か月以内の完成予定であり、確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込みや協議の状況についてですが、食肉処理業と食肉販売業の許可要件を満たす処理施設に改装するため、柳井保健所に相談済みです。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、該当がありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書や申請内容により、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書及び申請内容から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の推進委員 9 番藤岡委員からその後の補足説明な

どがあったらお願いいたします。

推進委員
9 番

5 月の 10 日に藤元委員と本人立ち合いのもと現地を確認いたしました。周囲に影響することはないと思いますので別に問題はないというふうに思っております。以上です。

議長

ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問がありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.2 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請No.2 についてご説明させていただきます。申請人、申請地等は、議案書に記載のとおりです。続いて許可基準について説明します。資料は、108 ページから 117 ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、和田出張所から東南東に 200m に位置する、過去に公共投資の対象となっていない第 3 種農地に該当いたします。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、現存する住宅の屋根の一部が農地内へはみ出していることによる無断転用案件となります。そのため本申請にて無断転用状態を是正し、譲渡人に譲り渡そうとするものであります。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、預金通帳の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく転用目的に供することの確実性についてですが、すでに実施済みです。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込みや協議の状況についてですが、該当がありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、隣接する譲渡人所有の宅地も利用しています。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書や申請内容により、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書及び申請内容から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上で

す。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員 4 番沖村委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

4 番 先ほどですね 1 号議案の No.11 で説明した内容の通りなんですが今建っておるですね●●●●番地のほうへ宅地が建っておるわけですがそのですね炊事場の屋根の所これが●●●●番地のですね農地のほうへ出ているということのようです。それでその出た部分を住宅に取り込むという形でやりたいということでした。以上です。

ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問がありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いて、日程 3、報告事項 1、農地現況証明願による現況証明について、事務局より報告をお願いします。

事務局 はい、報告事項 1、農地現況証明願による現況証明についてご報告いたします。和佐、森にて 2 件の現況確認を行い、非農地の判断をいたしました。理由は備考欄のとおりとなります。各農業委員さんにご確認いただきましたのでご報告いたします。資料は 118 ページから 137 ページをご覧ください。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問がありましたらお願いします。よろしいですかね。ご質問も無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。以上をもちまして第 127 回周防大島町農業委員会総会を閉会をいたします。長時間の審議、ご苦勞様でございました。

上記は、令和8年5月15日開催の第127回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和8年6月 日

周防大島町農業委員会会長_____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員_____

周防大島町農業委員_____